

## 新学期・新年度

# お子さんの保険は大丈夫？

## ～賠償保険はかけていますか？～

新学期・新年度が始まって半月がたちました。生活が落ち着いて、“保険の見直しを”と思っている方もいるのではないのでしょうか。

保険というと、入院費など自分がケガや病気になる事を思い浮かべますが、お子さんがいらっしゃる方はちょっと待って！！自転車に乗るようになると加害者になる場合もあります。

### 事例1

高校1年生が携帯電話に気を取られ、無灯火自転車で歩行者に衝突し、後遺症（歩行困難）を迫わせた。

⇒傷害賠償5000万

### 事例2

中学3年生が自転車で歩道を通行中、高齢者を引っかけ重傷を負わせた。

⇒傷害賠償458万

### 事例3

雨の中、傘を前方に傾けてさしながら自転車を運転し、高齢者にケガをさせた。

⇒傷害賠償211万

(財)神奈川交通安全協会・神奈川県自転車商協同組合・神奈川県警の資料より

こんなときに、助けてくれるのが賠償保険（個人賠償責任保険）です。賠償保険とは、被保険者、もしくは同居親族が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任が発生した場合に、損害賠償金を補償できる保険です。

CO・OP共済  
 《たすけあい》なら  
**月掛金+120円で  
 最高1億円の**  
 個人賠償責任保険が  
 つけられます。



対象になる事故は、上記以外では次のようなものも想定できます。

- ・マンションで水濡れを起こし、階下の部屋の天井、壁、家財などを濡らしてしまう。
- ・飼い犬が散歩途中で他人にケガをさせてしまう。
- ・デパートで高価な物を落として壊してしまう。

## ～～～ 注意しましょう ～～～

賠償保険は様々な保険に特約で付帯できるので、知らぬ間に加入して補償が重複している場合があります。(幼稚園や小学校で加入している場合も有り) 補償額や補償範囲もそれぞれ違うので確認して加入しましょう。